

代 表 者 殿

公正取引委員会事務総局

経済取引局取引部下請取引調査室長

公 印

省 略

親事業者との取引に関する調査について

公正取引委員会は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を中小企業庁と協力して運用しています。

このたび、親事業者（下請法上の委託元のことであり、資本関係を有する等の親会社のことではありません。）から提出された下請事業者名簿を基に、貴社に本調査への協力を依頼することとなりましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領にて御協力くださいますようお願いいたします（本調査は、貴社の親事業者に下請法上の問題が認められたか否かにかかわらず実施しているものです。）。

貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の親事業者に知らせることは一切ありません。また、貴社の回答内容について、本調査の目的以外に使用することはありませんので、ありのままの事実を回答してください（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。）。

この調査に関して、親事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

記

- 1 提出物 「回答用紙（下調）」（設問の本冊子を返送していただく必要はございません。）
- 2 提出期限 令和元年11月8日（金）
- 3 提出方法 郵送（同封の返信用封筒を御利用ください。）
- 4 留意事項
 - (1) 同封の回答用紙の表面中央下の赤点線枠内に記載してある者が、調査対象の親事業者です。
調査票は調査対象の親事業者ごとに発送していますので、複数の調査票が送付される場合があります。この場合、お手数ですがそれぞれに回答して御提出ください。
 - (2) 調査対象の親事業者と調査対象期間中（平成30年6月から令和元年10月まで）に取引を行っていない場合又は貴社が事業活動を行っていない場合には、回答は不要です。
 - (3) 設問に対する回答の補足説明がある場合には、その内容を「別紙」に記入し、「回答用紙（下調）」とともに御提出ください。
- 5 問い合わせ先 公正取引委員会 下請法書面調査事務局（コールセンター）
電話番号：0570-783-175
受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
9:30～12:00 13:00～17:30
※お住まいの地域に応じた通話料金が掛かります。

※050から始まるIP電話やPHSからおかけの場合は、
03-5877-2570を御利用ください。

回答作成の前にお読みください

- 1 同封の「回答用紙（下調）」の「【第1 貴社の概要等】」を記入していただき、**調査対象期間（平成30年6月から令和元年10月まで）**に調査対象の親事業者から発注（委託）を受けた取引の状況について、本冊子の「設問」に回答してください。回答は、同封の「回答用紙（下調）」又はウェブサイト掲載の「回答用紙（下調）」に記入し、郵送にて御提出ください。
なお、調査対象の親事業者が貴社にとって、下請法上の親事業者に該当するかを確認する場合は、12ページを御覧ください。
- 2 回答の選択肢の中に該当する事項が複数ある場合、**該当する全ての番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。**
なお、選択を間違えた場合は、間違えた箇所に「×」をつけ、正しい番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。
- 3 御回答いただいた内容について、公正取引委員会から照会させていただく場合があります。回答作成担当者は、**本冊子及び作成した回答用紙（下調）の写しを必ず2年間保管していただくよう、**よろしく願います。
- 4 この調査に関する「よくある質問（FAQ）等」を公正取引委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp>）（「下請法」の中の「下請法に関する調査・手続」の中の「定期書面調査」をクリック）に掲載していますので御覧ください。

【公正取引委員会における下請法の運用状況】

公正取引委員会は、平成30年度において、今回のような定期書面調査等を情報源として、親事業者7,717名に対して下請法違反行為の是正を求める措置を採りました。また、下請事業者が被った不利益について、親事業者321名から、下請事業者10,172名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億7068万円相当の原状回復が行われました。

※ 詳しい情報は、公正取引委員会のウェブサイト（「下請法」→「報道発表資料（下請法）」→「下請法（その他）」→「平成31年・令和元年」→「（令和元年5月29日）平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」をクリック）「<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/may/190529.htm>」を御覧ください。

設 問

※ 回答は、回答用紙に記入し、御提出をお願いします。

※ 回答用紙の「【第1 貴社の概要等】」を忘れずに御記入ください。

設問 1 発注書面の交付について

親事業者は、下請事業者に発注する際、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項を全て記載した書面（注文書、契約書等の発注書面。電子メール等を含みます。）を交付する義務があります。

親事業者が口頭のみで発注を行った場合（発注書面の不交付）や下請代金の額等の必要記載事項を記載しない発注書面を交付した場合（記載不備）は、下請法違反になります。

なお、取引条件について単価や支払期日・方法等の基本的事項が一定期間共通である場合には、これらの事項を記載した書面をあらかじめ下請事業者に交付しておけば、必ずしも発注書面にこれらの事項全てを改めて記載する必要はありません。ただし、この場合、個々の発注書面に、基本的事項を記載して交付した書面との関連性（ひも付けていること）を記載する必要があります（発注書面に記載する関連性の記載例：「支払条件等は、平成●●年●●月●●日付け『支払方法等について』によります。」）。

次の①～⑪のうち、該当する事項について、回答用紙の設問1の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。（複数回答可）

① 親事業者は、口頭で発注し、発注書面を交付しなかった。

② 親事業者は、直ちに発注書面を交付しなかった（例えば、納品時、納品後等に交付。）。

③ 親事業者は、発注書面に下請代金の額（単価）を記載しなかった（単価表も交付しなかった。）。

④ 親事業者は、発注書面に下請代金の支払期日・方法等を記載しなかった（個々の発注書面とは別に、支払期日・方法等を記載した書面も交付しなかった。）。

⑤ 親事業者は、個々の発注書面とは別にあらかじめ単価表や支払期日・方法等について記載した書面を交付しているが、個々の発注書面に、単価表や支払期日・方法等について記載した書面との関連性を記載しなかった。

⑥ 親事業者は、手形を交付する場合に、発注書面に手形の金額と満期を記載しなかった。

⑦ 親事業者は、仮単価発注を行った場合に、発注書面に下請代金の額が定められない理由及び正式単価を決める予定期日を記載しなかった。

⑧ 親事業者は、仮単価発注を行った場合に、正式単価の決定後に、正式単価を記載した書面を交付しなかった。

⑨ 親事業者は、納品された物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）について検査する場合に、発注書面に検査を完了する期日を記載しなかった。

⑩ 親事業者は、物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）の受領と併せて知的財産権を譲り受ける場合に、発注書面に知的財産権を譲り受ける旨を記載しなかった。

⑪ 上記①～⑩の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問2 下請代金の支払について

親事業者は、下請事業者が納品したものについて検査を行うか否かを問わず、納品日（役務の提供日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定めた支払期日までに、下請代金を全額支払う必要があります。

また、親事業者が下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

※ 「一般の金融機関で割り引くことが困難な手形」とは、手形期間が、120日（4か月）（繊維製品に係る取引の場合は90日〔3か月〕）を超える手形を指します。

次の①～⑦のうち、該当する事項について、回答用紙の設問2の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。（複数回答可）

① 親事業者は、貴社が納品（役務を提供）したものについて、納品日（役務の提供日）※から60日（2か月）以内に、下請代金の全額を支払う（又は手形を交付する等）制度を採っていない（例1、例2）。
※ 分割して納品した場合には、それぞれの納品日から起算します。

② 親事業者は、貴社が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。

例1：毎月末日納品締切・翌月末日支払（又は手形交付等）の場合
4月1日に納品したものの下請代金は5月31日（＝2か月後）に支払われるので、「納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払う制度です。

例2：毎月末日納品締切・翌々月10日支払（又は手形交付等）の場合
4月1日に納品したものの下請代金は6月10日（＝70日後）に支払われるので、「納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払う制度ではありません。

③ 親事業者は、受入検査に日数を要したとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。

④ 親事業者は、親事業者の内部での事務処理が遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。

⑤ 親事業者は、支払期日が金融機関の休業日の場合に、貴社との書面による合意なしに、金融機関の翌営業日に下請代金を支払った。

⑥ 親事業者は、手形期間が120日（4か月）（繊維製品に係る取引の場合は90日〔3か月〕）を超える手形を交付した。

⑦ 上記①～⑥の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問3 下請代金の額の決定方法について

親事業者が、下請事業者が納品する物品（提供する役務）と同種・類似のものに対して通常支払われるべき対価と比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止されています。

例えば、親事業者が下請事業者と協議することなく、一方的に著しく低い下請代金の額を決定する場合は、下請法違反のおそれがあります。

次の①～⑨のうち、該当する事項について、回答用紙の設問3の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

① 親事業者は、下請代金の額(単価)を貴社と十分に協議することなく、一方的に決定した、あるいは、一定の割合で値下げした。

② 貴社から下請代金の額(単価)の引上げを要請したが、親事業者は貴社と十分に協議することなく下請代金の額(単価)を据え置いた。

③ 親事業者は、大量発注を前提とした見積額を下請代金の額(単価)としたが、実際には少量しか発注しなかったにもかかわらず、下請代金の額(単価)を引き上げなかった。

④ 親事業者は、見積時点よりも作業内容・種類・納品頻度が大幅に増えた、あるいは、見積時点で予定した納期を大幅に短縮したにもかかわらず、見積時点の下請代金の額(単価)を引き上げなかった。

⑤ 親事業者は、同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めた。

⑥ 親事業者は、貴社の給付内容に知的財産権が含まれている場合に、その知的財産権の対価について十分に協議することなく、決定した。

⑦ 親事業者は、消費税相当分(10%)を上乗せせずに下請代金の額(単価)を決定した。

⑧ 親事業者は、量産終了後の補給品について、量産時と同じ単価で価格を設定した。

⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問4 下請代金の減額について

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には、たとえ下請事業者と事前に合意していても、発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、発注後いつの時点であっても、下請事業者に責任がない場合には発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

例えば、「協力金」、「協賛金」、「値引き」、「仕入歩引」、「リベート」、「金利」、「手数料」等と称して下請代金を減額する場合は、下請法違反になります。

次の①～⑧のうち、該当する事項について、回答用紙の設問4の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

① 親事業者は、発注書面に記載した下請代金を減じて支払った。

② 親事業者は、下請代金から一定率又は一定額を差し引いて、下請代金を支払った(値引き、協力値引き、歩引き、リベート等、差し引く名目や事前の合意の有無は問いません。また、1円以上の単位での端数切捨ても該当します。)

③ 単価の引下げに合意した際、親事業者は、既に発注済みのものにまで、引き下げた新単価を適用した。

④ 下請代金の支払方法が手形払の場合に、貴社が希望していないにもかかわらず、親事業者は、現金で支払うことを理由に下請代金を減じて支払った。

⑤ 下請代金の支払方法が手形払の場合に、貴社の希望で一時的に現金での支払を求めた際、親事業者は、下請代金を減じて支払った。

⑥ 親事業者は、貴社との合意なしに、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いた。

⑦ 親事業者は、下請代金から消費税相当分(10%)の全部又は一部を差し引いた。

⑧ 上記①～⑦の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問 5

発注内容の変更・やり直しについて

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には

- ① 納品前（役務の提供前）に、発注内容を変更し当初の発注内容と異なる作業を行わせる
- ② 納品後（役務の提供後）に、当初の発注内容にない追加的な作業を行わせる

ことにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

例えば、親事業者が、自らの都合・事情により下請事業者に追加的な作業を行わせたために下請事業者に追加的に生じた費用を負担しない場合は、下請法違反になります。

次の①～④のうち、該当する事項について、回答用紙の設問5の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。（複数回答可）

① 親事業者は、発注書面に記載した発注内容を変更したが、変更により新たに貴社に生じた費用の全部又は一部を負担しなかった。

② 親事業者は、納品後（役務の提供後）に、発注書面に記載のない追加作業を貴社に行わせたが、追加作業の費用の全部又は一部を負担しなかった。

③ 貴社は、親事業者に対し、委託内容を明確にするよう求めたが、親事業者は正当な理由なく仕様を明確にせず貴社に作業を行わせ、その後、給付の内容が異なるとして貴社にやり直しを求めたが、貴社に発生したやり直しの費用の全部又は一部を負担しなかった。

④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問 6

経済上の利益の提供要請について

親事業者が、自己のために金銭、役務（例：手伝い人員の派遣）、その他の経済上の利益（例：金型等の図面、知的財産権等）を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

例えば、親事業者が、自社の決算対策として協賛金の提供を要請し、下請事業者に協賛金を負担させることは、下請法違反になります。

次の①～⑥のうち、該当する事項について、回答用紙の設問6の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。（複数回答可）

※ 下記①、②、④のいずれかに該当した場合、回答用紙に要請された具体的な内容を記入してください。欄が足りない場合は、別紙に記入し、提出してください。

① 親事業者は、金銭（例：協力金、決算対策金）の提供を要請してきた。
（※具体的に）

② 親事業者は、役務（例：新規開店時や棚卸し時の手伝い人員の派遣、発注内容にない作業）の提供を要請してきた。
（※具体的に）

③ 上記①又は②を選択した場合、親事業者は消費税相当分（10%）を上乗せする代わりに、金銭の提供や役務の提供を要請してきた。

④ 親事業者は、その他の経済上の利益（例：金型等の図面、意匠権等の知的財産権、サンプル品、専用治具等）の提供を要請してきた。
（※具体的に）

5 親事業者は、貴社に情報成果物作成委託をした場合に、貴社の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった(情報成果物の例：ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等)。

6 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問7 物の購入要請・サービスの利用要請について

親事業者は、正当な理由(下請事業者が納品する物品の品質維持等)がある場合を除き、下請事業者に、自己が指定する物・サービスを強制して購入・利用させることは禁止されています(下請事業者以外の物品購入者又はサービス利用者を紹介するよう要請し、下請事業者に購入又は利用することを余儀なくさせることも禁止されています)。

例えば、親事業者が、自社製品の販売促進のために下請事業者にその製品を購入させたり、取引先からのサービス利用依頼に応じるために下請事業者にそのサービスを利用させることは、下請法違反になります。

次の①～⑦のうち、該当する事項について、回答用紙の設問7の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

※ 下記①、③～⑥のいずれかに該当した場合、回答用紙に要請された具体的な内容を記入してください。欄が足りない場合は、別紙に記入し、提出してください。

1 親事業者は、購買担当者(発注担当者)を通じて、購入・利用を要請してきた。
(※具体的に)

2 親事業者は、消費税相当分(10%)を上乗せする代わりに、購入・利用を要請してきた。

3 親事業者は、貴社に割り当てられた目標額・目標数量を示して、購入・利用を要請してきた。
(※具体的に)

4 親事業者は、要請に応じないと不利益な扱いをする旨を暗に示し、購入・利用を要請してきた。
(※具体的に)

5 親事業者は、貴社が断ったにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請してきた。
(※具体的に)

6 親事業者は、貴社が何らの意思表示をしていないにもかかわらず、一方的に物を送付してきた。
(※具体的に)

7 上記①～⑥の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※ 貴社が役務の提供のみを請け負っている場合は、設問12 報復措置について(10ページ)に進んでください。

設問8 受領(納品物の受取)拒否について

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には、下請事業者が納品してきたものについて受領を拒むことは禁止されています。

例えば、親事業者の都合・事情で、下請事業者に対する発注を取り消して完成品又は仕掛品を受領しなかった場合は、下請法違反になります。

次の①～⑥のうち、該当する事項について、回答用紙の設問8の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

① 親事業者は、貴社に責任がないのに、発注した物品等を受け取らなかった。

② 親事業者は、発注を取り消し、貴社が既に完成させていたもの又は仕掛中のものを受け取らなかった。

③ 親事業者は、発注書面に記載された納期を延期し、当初の納期に受け取らなかった。

④ 親事業者は、発注後に、貴社と協議せずに検査基準を厳しいものに変更し、従来の基準では合格としていたものを不合格と判定して受け取らなかった。

⑤ 親事業者は、発注後に貴社の改良提案を了承し、貴社がその内容のとおり作成したにもかかわらず、発注内容と異なるとして受け取らなかった。

⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問 9 返品について

親事業者は、下請事業者に責任がない場合には、下請事業者の納品後、受領した物品又は情報成果物を下請事業者に取り返らせることは禁止されています。

例えば、親事業者が、下請事業者が発注書面に記載どおりの製品を納品し、これを受領したにもかかわらず、返品する場合は下請法違反になります。また、下請事業者が納品した製品に瑕疵があった場合でも、親事業者が当該製品の受領後6か月を経過した後に返品することは下請法違反になります。

次の①～④のうち、該当する事項について、回答用紙の設問9の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

① 親事業者は、貴社が発注書面に記載どおりの製品を納品し、これを受領したにもかかわらず、返品してきた。

② 親事業者は、貴社から受領した製品に瑕疵があったとして、受領日から6か月を経過した後に返品してきた。

③ 親事業者は、ロット単位で抜取検査を行ったにもかかわらず、合格としたロットの中の不良品を返品してきた。

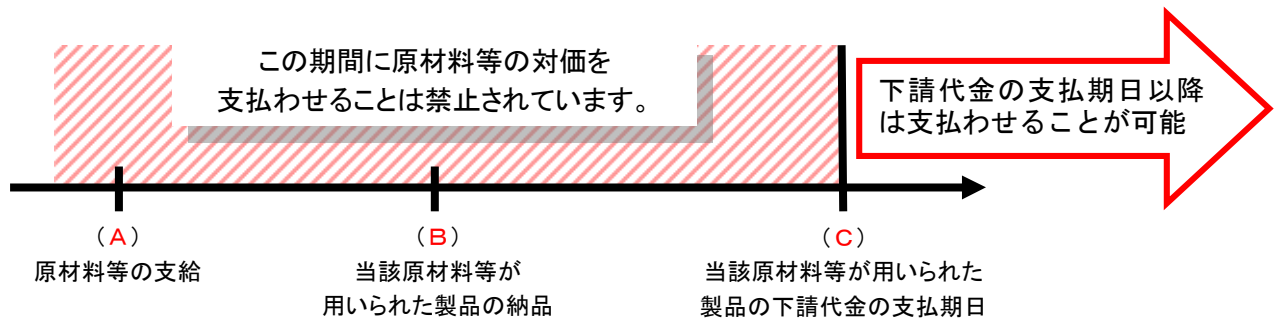
④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※ 貴社が原材料等を有償で支給される取引を行っていなかった場合は、**設問11型・治具について** (9ページ)に進んでください。

設問 10 有償で支給された原材料等の決済時期について

親事業者は、下請事業者に原材料等を有償で支給した場合、下請事業者に責任がないのに、その原材料等の対価を、その原材料等が用いられた製品の下請代金の支払期日より早い時期に支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。(次ページの図参照)

※ 親事業者が、図のAの時点に有償で支給した原材料等の対価を、Cの時点(当該原材料等が用いられた製品の下請代金の支払期日)が到来する前に支払わせることは禁止されています。



次の①又は②について、回答用紙の設問10の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。

① 上の図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払われたことがある。

② 上の図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払われたことはない。

※ 貴社が、親事業者から製造委託を受けた物品の製造に使用する金型を製造したことがなく、かつ、型・治具を使用したこともない場合は、設問12 報復措置について（10ページ）に進んでください。

設問11 型・治具について

「型」とは、物品等の製造を行うために使用する当該物品等の形状を型どった金属製、木製等の物品をいいます。

次の①～⑨のうち、該当する事項について、回答用紙の設問11の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。（複数回答可）

※ ただし、①～③は、貴社が親事業者から製造委託を受けた物品の製造に使用する金型（親事業者がその金型の所有権を持つ場合に限り）を製造したことがある場合のみ回答してください。

※ 下記④に該当した場合、回答用紙に具体的な内容を記入してください。欄が足りない場合は、別紙に記入し、提出してください。

① 親事業者は、金型の製造について、口頭発注のみで発注書面を交付しなかった。

② 親事業者は、発注書面に金型の納期又は金型の代金・費用について記載しなかった。

③ 親事業者は、発注書面に金型の代金・費用の支払期日・方法等について記載しなかった。

④ 親事業者は、金型の代金・費用（当該金型を使用して製造した物品の下請代金に含めて支払う場合を含む。）を金型の納品日から60日（2か月）を超えて支払った。

⑤ 親事業者は、物品の下請代金は支払ったが、金型の代金・費用を支払っていない。

⑥ 親事業者は、金型の代金・費用について貴社と十分に協議することなく、一方的に決定した、あるいは、一定の割合で値下げした。

⑦ 親事業者は、貴社が保管している型・治具について、量産が終了した後も当該型・治具を回収せず又は廃却を認めず、かつ、型・治具の保管費用を支払わなかった。

⑧ 上記①～⑦のほか、型・治具の代金・費用を回収できない、又は型・治具の保管費用を負担させられている。（※具体的に）

⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。

設問 1 2 報復措置について

親事業者は、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、当該下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

次の①又は②について、回答用紙の設問 1 2 の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。

①

貴社が、親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、親事業者は貴社に対し、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした。

②

①の事項に該当するような事実はなかった。

※ 親事業者の支払方法に手形払がない場合は、**設問 1 4 自由記載について**に進んでください。

設問 1 3 手形払について

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金の支払について、以下のような取組を進めることを関係事業者団体及び親事業者に対して要請しました。

- ① 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- ② 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
- ③ 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業 90 日以内、その他の業種 120 日以内とする。これは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするよう努めること。

次の①～③について、回答用紙の設問 1 3 の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。

①

親事業者は、手形払を現金払に変更する予定である。

②

親事業者は、手形払を現金払に変更する予定はないが、手形サイトを短縮する予定である。

③

親事業者は、手形払を現金払に変更する予定も手形サイトを短縮する予定もない。

設問 1 4 自由記載について

- ① 調査対象の親事業者との取引に関して回答に対する補足説明、設問の選択肢以外に不利益を被った事例がある場合、11 ページの記入例 1～4 を参考にして、「別紙」に記入してください。
- ② 調査対象の親事業者以外の親事業者との取引に関して記載したい内容がある場合は、11 ページの記入例 5 を参考にして、「別紙」に記入してください。この場合、当該親事業者の名称及び所在地を記載するようにしてください。
- ③ 「別紙」を提出する場合は、回答用紙の設問 1 4 の「別紙あり」の「○」を黒く塗りつぶしてください（「別紙」を提出しない場合は、当該設問に対する回答は不要です。）。

御協力ありがとうございました。

記入例1 回答に対する補足説明をする場合

当社は、設問4で②を選択しました。親事業者と結んだ金銭に関する取決めについて詳しく説明します。

当社は、衣料品を製造している親事業者と10年以上取引を行っています。2年ほど前、親事業者の経営が苦しくなったようでして、収益改善策として納品単価の引下げ要請がありました。当社としては、一旦単価を引き下げってしまうと、元に戻すことは困難と考えましたので、単価引下げの代わりに、1年間に限って、当社に支払われる毎月の下請代金の2パーセントを「リベート」として割り戻すことで合意し、平成30年4月の納品分から、親事業者に「リベート」を支払ってきました。しかしながら、約束の1年間に過ぎた後も親事業者は「リベート」を取り続けており、先月には、割戻し幅を5パーセントに引き上げたいと要請してきており、大変困っています。

記入例2 設問に記載されている選択肢以外に貴社が不利益を被った事例を記入する場合（その1）

当社は金型メーカーです。長年取引を続けてきた親事業者から、自動車の部品を作るための金型を3台（3台とも同じもの）作るように発注を受けました。発注に際し、親事業者から、このうち1台の金型については、海外向け製品を作るために使用するので他の2台の金型代金の80パーセント程度の代金に抑えたいとの説明がありました。

当社が金型を作るために調達する材料の価格や作業工賃は3台とも同じなのに、親事業者の都合で1台だけ安い価格にされてしまうことは、いくら海外向け製品を作る金型だからといっても、簡単に納得できないものがあります。

記入例3 設問に記載されている選択肢以外に貴社が不利益を被った事例を記入する場合（その2）

当社は家庭用電気製品に組み込む部品を製造しています。昨年春頃、親事業者から、従来は週に1回だった納品を毎日行うよう要請がありました。納品を毎日行うとなると運送費がかさむため、運送費が増加した分の下請代金の引上げを認めてくれるならば毎日納品することもできる旨を親事業者に回答し、下請代金を引き上げるよう申入れを行いました。

しかし、親事業者は、下請代金の引上げ協議には全く応じず、毎日納品することだけを一方的に指示してきました。

記入例4 設問に記載されている選択肢以外に貴社が不利益を被った事例を記入する場合（その3）

当社は自動車の修理業者です。最近、親事業者が新しい残業規制の導入など働き方改革を社内で行っていますが、そのために当社への発注が遅れるようになりました。当社は短納期での作業となるため逆に残業が増えましたが、割増料金の請求が認められず単価は据え置かれています。

記入例5 今回の調査対象の親事業者以外の他の親事業者との取引における問題点を記載する場合

当社は、今回の調査対象の親事業者とは別に■■■という親事業者と取引を行っています。この■■■は●●●●●市に本社があり、パソコン用のソフトウェアを販売しています。■■■の資本金は、ホームページで確認したところ30億円でした。

■■■は検収後支払いを行う制度を採用しており、■■■は当社が納入したソフトウェアの受入検査に3か月を要したため、昨年10月に納入したものの下請代金の支払日が納入日から数えて60日を超えました。これは、下請法が禁止している下請代金の支払遅延に当たらないのでしょうか。

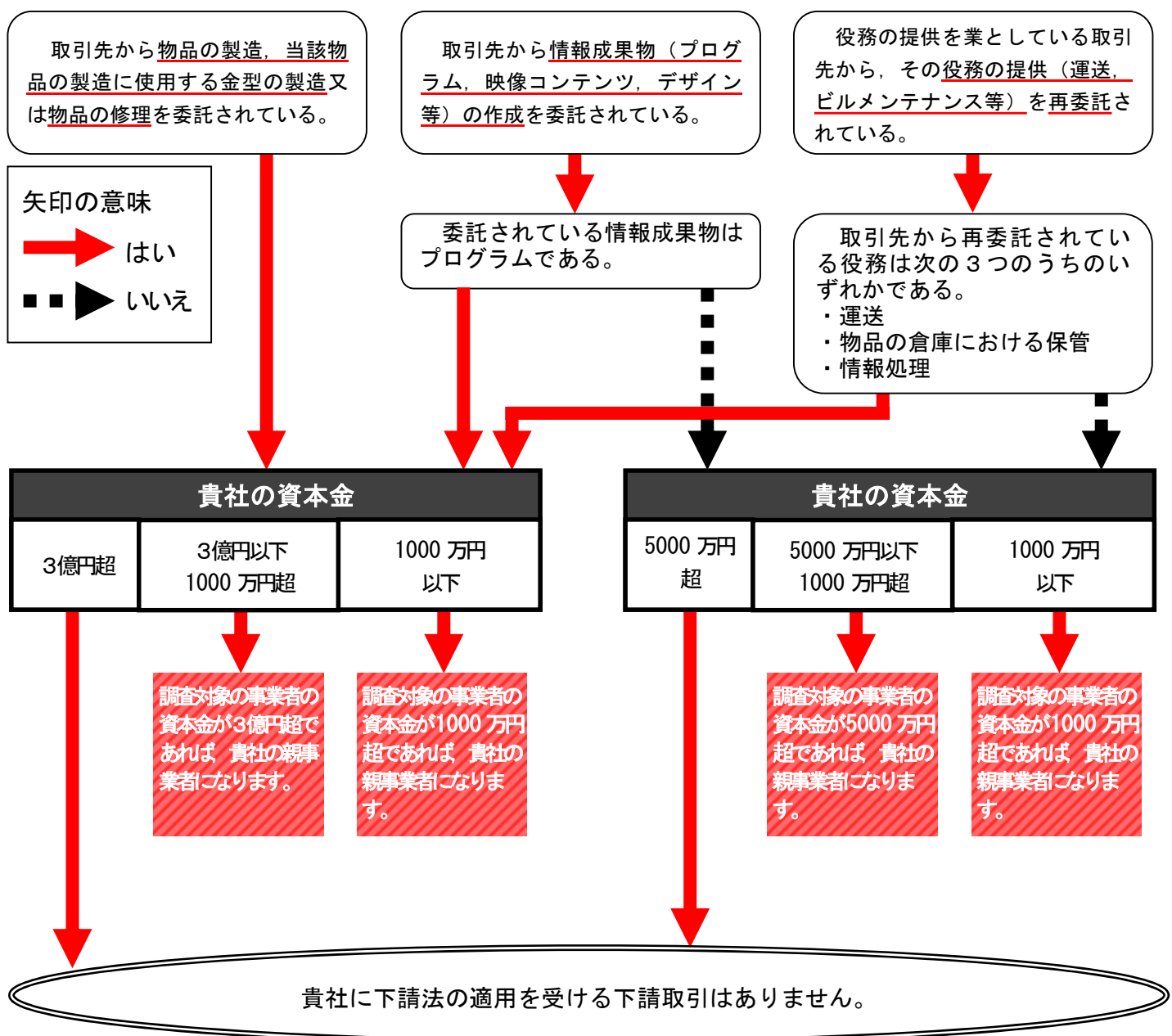
親事業者と下請事業者の範囲

調査対象の親事業者が貴社にとって下請法上の親事業者に該当するか否かを確認するために御利用ください。

調査対象の親事業者が貴社にとって下請法上の親事業者に該当するか否かは、①取引（委託）の内容、②取引当事者の資本金（出資金等を含みます。以下同じ。）の額の大小という2つの条件により決められています。

網掛の箇所に到達した場合、当該箇所に記載してある資本金の範囲の取引先が貴社の取引先のうちで下請法の適用を受ける親事業者になりますので、3ページ以降の設問に回答してください。

取引先の卸・小売業者等から、プライベート・ブランド商品の製造を受ける取引も「物品の製造を委託されている」に該当します。また、取引先からの委託内容が、物品の製造（加工を含む。以下同じ。）、当該物品の製造に使用する金型の製造、物品の修理、情報成果物の作成又は役務の提供のいずれの類型にも該当しない場合には、貴社に親事業者はありません。



※ 資本金の「超」はその金額を含まず、「以下」はその金額を含みます。

【例】「資本金が3億円超」 ⇒ 資本金額3億円ちょうどを**含まない**。

「資本金が3億円以下」 ⇒ 資本金額3億円ちょうどを**含む**。

(所在地)

(会社名)



令和元年度 公正取引委員会提出用

(通し番号) [] [] [] [] [] (整理番号) [] [] [] [] []

【第1 貴社の概要等】 = 必ず御記入をお願いします。

代表者氏名		回答作成日	令和元年	月	日
		資本金 出資金			万円
回答作成の 御担当者	所属： 役職：	氏名			
TEL	- -	FAX	-	-	

設問等に御回答いただく前に

- ◇この調査は、以下の赤い点線枠内に記載の「親事業者」と貴社(貴方)の間の取引についてお伺いするものです。
- ◇この調査票は、今年6月に実施した「親事業者」に対する調査※1において、「親事業者」から提出された「下請事業者名簿」※2を基に送付しています。
 - ※1 公正取引委員会では、当委員会が保有する「親事業者名簿」を基に、毎年、調査を行っています。
 - ※2 貴社の名称と住所は、「親事業者」から提出された名簿に記載された内容を印字しています。
- ◇下請法の適用を受ける取引に該当するか否かは、取引当事者間の「取引の内容」と「資本金区分」の2つの条件により判断されます。⇒ 詳細については同封の冊子(12ページ)を御覧ください。
- ◇下請法の適用を受ける取引では、仕事を発注する事業者を「親事業者」と呼び、発注を受ける事業者(個人を含む)を「下請事業者」と呼びます。

今回調査対象の「親事業者」

【第2 「親事業者」の発注窓口等】

← 「親事業者」が貴社に仕事を発注する際の「親事業者」の担当部署等について記入してください

親事業者の発注窓口	記入例：△△工場資材部		
親事業者からの 具体的な委託内容	記入例：◎◎用品の製造、▽▽のプレス加工、◇◇のデザイン作成、□□の運送、金型の製造		
親事業者との取引年数	約	年	親事業者への依存度(売上高ベース) 約 %

⇒ 「設問」に進み、回答の御記入をお願いします。「設問に対する回答記入欄」は裏面にあります。

